

平成30年度 第1回岐阜県いじめ問題対策検討会の報告について

1 開催日時・場所

平成30年5月25日（金） 午後2時00分～午後3時45分
岐阜県庁11階 教育委員会室

2 組織の概要

岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針を踏まえ、いじめの防止等の対策に関する機関や団体及び市町村の連携を図ることを目的として設置。

3 構成

青少年育成団体代表者、岐阜県弁護士会代表者、岐阜県医師会代表者、岐阜県臨床心理士会代表者、市教育委員会代表者、町村教育委員会代表者、学校（小中・高・私学）代表者、岐阜県PTA連合会代表者、岐阜地方法務局代表者、岐阜県警察代表者、子ども相談センター代表者、私立学校主管部局代表者・岐阜県教育委員会事務局代表者

（総人数15名・出席者13名）

4 いじめ問題に関する県の現状と今年度の施策について

（1）県の現状

- ・いじめの認知件数及び認知した学校数が増加傾向にあること。
（「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」「平成29年度岐阜県いじめ実態調査」結果から）

（2）今年度の施策（拡充事業）

- ・いじめ・不登校等未然防止アドバイザー事業概要について
- ・暴力行為等防止支援員について

5 「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針（平成29年8月22日改定）」について

- ・改定事項について確認

6 委員から出された主なご意見

- 大津市の事案以降、いじめの電話相談件数は増えている。また近年、学校の認知件数は増えているが、学校の先生（特に若い先生方）は、捉えた事案をどのように対応すべきかが分からぬことがある。事案交流等をすることで、それぞれの事案に応じどれくらいの力で対応すべきか知ることができれば、もう少し気持ちを楽にして対応ができると思われる。
- いじめの背景にはいろいろな問題が潜んでいる。例えば家庭の貧困の問題。特に小学生は思ったことをすぐに言葉にしてしまう。（服装が一緒。くさい等）それがいじめに発展してしまうケースがある。学校の先生方の見届けもあり、いじめは学校内では起きにくい。特に小学校では登下校にいじめが起こる傾向が多い。安全のための集団下校はよいが、たたかれる、つかれる、押されるといったことからいじめに発展してしまう。学校だけでなく、地域の目や家庭の力を活かし、チームで子供たちを見届けていかなければならない。
- 地域では子ども見守り隊として活動している。子供の名前を呼びコミュニケーションを図ると喜んでくれる。地域では大人と子供が話し合う場を持つことも必要ではないか。親・大人・子どもが顔を突き合わせ、関係をつなぐことが大切だ。
- いじめを捉える教師の力量が問われている。事例研修により教師の力量を高めることと、教師の子どもを見る力を高めることが必要である。